三　指定職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の百十以上百分の二百五以下（事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官及びこども家庭庁長官にあつては、百分の百二・五）

ロ・ハ　（略）

2～5　（略）

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月三十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五五―一四四

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
東京都	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	二級地
	（削る）	（削る）	
	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）

備考１・２　（略）

二　（略）

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
東京都	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	二級地
	大島町元町字北の山二七〇の一	東京航空局大島空港出張所	
	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）

備考１・２　（略）

二　（略）

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。